

身寄りのない高齢者支援で新事業創設へ 社会保障審議会福祉部会案について

伊藤久雄（NPO法人まちぽつとスタッフ）

社会保障審議会福祉部会（部会長＝菊池馨実早稲田大理事）が12月15日に開かれ、厚生労働省は頼れる身寄りがない高齢者らを支援する新たな事業の創設を盛り込んだ報告書案を提示した。社会福祉法人も実施主体に位置付け、死後事務などを行う。同部会は座長一任で終了。報告書を踏まえ厚労省は今後、社会福祉法などを改正する（福祉新聞2025/12/20）。

なお、社会保障審議会福祉部会報告書は12月18日付で公表された。そこで主に報告書の概要にもとづきその内容を紹介したいと思う。

【議論の観点】

- ・2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- ・地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
 - (1) 地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、(2) 支援関係機関同士の連携体制整備、(3) 地域住民と支援関係機関の協働体制整備
 - ・支援会議を活用可能な市町村の拡大（※）、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設
- ※重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ここでいう支援会議は、生活困窮者自立支援法に規定される支援会議だと思われる
(伊藤：注)
- ・重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入

- ・生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがいない高齢者等が含まれることの明確化
- ② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み
 - ・過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設
福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施
- ③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - ・地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
 - ・福祉以外分野との連携・協働の強化

2. 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

- ① 新たな第二種社会福祉事業の創設
 - ・頼れる身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける
※第二種社会福祉事業は届出による事業であることから、実施主体は事業の開始に当たって都道府県知事へ届出を行い、都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行うことができる。(本文より)
※第二種社会福祉事業として、新たな事業を実施する実施主体において取り組むべき適正な事業運営の確保策を盛り込んだガイドライン等を国が示すことを検討する方が適当である。(本文)
- ② 生活困窮者自立支援制度の位置付け等
 - ・権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
 - ・上記事務を担う中核機関の法定化
※本年6月に公表された「規制改革実施計画」(令和7年6月13日閣議決定)では、中核機関の名称が地域ごとに異なっており、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、中核機関の位置付けや名称について法改正を含めて検討すべき等とする方針が示されている。(本文)

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

- ① 社会福祉連携推進法人制度の見直し
 - ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、第二種社会福祉事業等を実施可能とする
※社会福祉連携推進法人制度について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年4月から、「社会福祉連携推進法人制度」が施行された。社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度。現在、東京都には6法人がある。

② 既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施
- ・社会福祉法人の解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

① 平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

② DWAT（ディーワット）の平時からの体制づくり・研修等

- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

※災害派遣福祉チーム（DWAT）は、災害時に高齢者や障害者などの要配慮者を支援するために派遣される福祉専門職。チーム構成は、福祉の専門職からなる4～6名のチームで構成される。これには、介護福祉士や社会福祉士などが含まれる。

5. 介護人材の確保・育成・定着について

① 地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化

② 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③ 中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- ・介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担

い手への研修、ICT 教育、リカレント教育等)

④ 外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

【今後の課題】

社会保障審議会福祉部会報告書に先だって、地域共生社会の在り方検討会議が中間のまとめを公表していた。地域共生社会の在り方検討会議（座長：宮本太郎 中央大学教授）は、①地域共生社会の更なる展開に向けた対応 ②身寄りのない高齢者等への対応 ③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性 ④社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方 ⑤社会福祉における災害への対応 などを検討事項として掲げていたが、令和7年5月28日付で、同検討会議の中間とりまとめを公表した。

社会保障審議会福祉部会は、地域共生社会の在り方検討会議の中間のまとめを踏まえ、制度改正も見据え、より具体的な検討を進めていく予定としていたものであり、十分な検討が加えられて報告書にまとめられたものと思われる。

しかし、報告書の内容は私たち一般市民からみると、分かりにくいものである。第二種社会福祉事業とは、社会福祉連携推進法人制度とは、中核機関とは、生活困窮者自立支援制度との関係は、介護人材の確保・育成・定着、外国人介護人材の確保・定着といわれても等々、既存の制度の内容や現在の政治・社会情勢もふくめて不安要因も多すぎる。今回の報告書の内容を吟味できるような環境が欲しいと思う。

<参考資料>

■概福祉新聞 2025/12/20(土) 10:00 配信

<https://news.yahoo.co.jp/articles/2e6412cb0e1792a48379b5eab179cccfbf39f6c1>

■社会保障審議会福祉部会報告書（概要）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001614795.pdf>

■社会保障審議会福祉部会報告書（全文）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001614796.pdf>

■「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001499082.pdf>